処　分　基　準

平成19年２月21日作成

法　　令　　名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根　拠　条　項：第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第２項
処 分 の 概 要：自動車の使用制限命令
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第１項（自動車の使用者の義務等）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第４条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の６（自動車の使用の制限の基準）
処　分　基　準：別添のとおり
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許センター 執行係（電話025-256-1212 内線281）
備　　考：

別添

自動車の使用制限命令の処分量定の基準

使用制限の期間の量定については、原則として、次の基準により行う。

1　用語の定義

この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1)　処分対象行為

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第４条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の６第１号及び第２号に規定する使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車運転代行業者等の違反行為をいう。

(2)　処分事情

次に掲げる事情をいう。

ア　自動車運転代行業者等が、その自動車運転代行業の業務に関し、過去１年以内に、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第117条の２第２号若しくは第３号、第117条の４第５号から第７号まで、第118条第１項第４号若しくは第５号、第119条第１項第11号、又は第119条の３第１項第３号の違反行為をした者であること。

イ　自動車運転代行業の用に供される自動車の運転者が、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第４条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の６第１号の表の下欄、又は第２号の表の中欄に掲げる違反行為（随伴用自動車については、道路交通法第118条第１項第２号若しくは第７号又は第119条第１項第３号の２の違反行為に限る。）をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけ、又は建造物を損壊したこと。

(3)　処分前歴

自動車運転代行業者が、その自動車運転代行業の用に供される自動車の運転について、過去１年以内に、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第１項の規定により法第75条第２項又は法第75条の２第１項若しくは第２項の規定による公安委員会の命令を受けたことをいう。

2　期間の計算

自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律施行令第４条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の６第２号の表の下欄中「過去１年以内」という場合の期間の計算は、処分対象行為をした日を起算日として計算するものとする。

なお、この場合において、処分前歴の計算は、その処分期間の始期が過去１年以内にあるものについて計算するものとする。

また、１年間は、365日とするものとする。

3　処分量定の基準

(1)　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第４条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の６に規定する使用制限の処分基準に該当することとなった自動車代行業者に対する使用制限の処分期間の量定については、処分対象行為及び処分事情

ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。

(2)　処分対象行為等に付する基礎点数

ア　処分対象行為に付する基礎点数

処分対象行為に付する基礎点数は、それぞれ別表１に掲げるとおりとする。

イ　処分事情に付する点数

(ｱ)　処分事情のうち、前記１(2)アに掲げる事情については、自動車の運転者が下命又は容認行為に係る違反行為を行った場合にのみ別表１に掲げる点数を付するものとする。

(ｲ)　処分事情のうち、前記１(2)イに掲げる事情については、別表２に掲げる点数を付するものとする。

(ｳ)　使用者等の違反行為の数え方

処分事情のうち、前記１(2)アに掲げる自動車運転代行業者等の違反行為の数え方については、自動車運転代行業者等の下命又は容認ごとに１回として数えるものとする。

(3)　処分量定の方法

ア 点数計算の方法

処分量定の基準となる点数の計算方法は、前記(2)に従い、処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。

イ 処分期間の量定

処分期間の量定は、前記アの合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は別表３に掲げるとおりとする。

(4)　政令で定める基準との関係

前記(3)の方法により処分量定を行った結果、処分期間が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第４条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の６第１号及び第２号にそれぞれ処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とする。

別表１　処分対象行為及び処分事情の違反行為に付する基礎点数

区分		点数
酒酔い運転		36点
麻薬等運転		36点
無免許運転		26点
無資格運転		16点
酒気帯び運転		16点
過労運転等		16点
速度超過運転		６点
放置駐車違反		６点
積載物重量制限超過車両運転	10割以上	６点
	５割以上10割未満	４点
	５割未満	２点
積載物大きさ制限超過車両運転		２点
積載方法制限超過車両運転		２点

別表２　交通事故に付する点数

交通事故の種別	点　数
死　亡　事　故	40点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が３月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	30点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日以上３月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	20点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	10点
建造物損壊事故	

別表３　処分期間の量定

区分 / 点数	前歴なし	前歴１回	前歴２回	前歴３回以上
６～10点		20日	40日	60日
11～15点	10日	30日	50日	70日
16～20点	20日	40日	60日	80日
21～25点	30日	50日	70日	90日
26～30点	40日	60日	80日	100日
31～35点	50日	70日	90日	110日
36～40点	60日	80日	100日	120日
41～45点	70日	90日	110日	130日
46～50点	80日	100日	120日	140日
51～55点	90日	110日	130日	150日
56～60点	100日	120日	140日	160日
61～65点	110日	130日	150日	170日
66点以上	120日	140日	160日	180日